

4 農地所有適格法人以外の法人が農地を借りる場合の記入例

① まず、申請書の1枚目を記入します。

農地法第3条の規定による許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市農業委員会会長 殿

<賃貸人>

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名 〇〇 〇〇

<賃借人>

住所 〇〇市××町××番地
氏名 株式会社 ××
代表取締役 ×× ××

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 設定 (期間 5年間)
移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

記

1 申請者の氏名等 (国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

申請者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	在留期間 及び在留 期間の満 了日	認定経 営発展 法人(該 当する 場合に は○)
譲渡人	〇〇 〇〇	90	農業	〇〇市〇〇町〇〇番地				
譲受人	株式会社×× 代表取締役 ×× ××		小売 業	〇〇市××町××番地				

2 許可を受けようとする土地の所在等

所在・地番	地目		面積 (㎡)	対価、賃料 等の額(円) 〔10a 当たりの額〕	所有者の氏名又は 名称 〔現所有者の氏名又 は名称(登記簿と 異なる場合)〕	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種 類、内容	権利者の氏 名又は名称

〇〇市〇〇町×番 1	畑	畑	3,000	15,000	〇〇 〇〇		
〇〇市〇〇町×番 2	畑	畑	2,500	12,500	〇〇 〇〇		
				〔 5,000 /10 a 〕	〔 〕		

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

平成〇〇年〇月〇日より、5年間の賃貸借契約を締結する。 なお、土地の引渡しも平成〇〇年〇月〇日に行う。
--

【任意記載事項】 権利を設定し、又は移転しようとする事由

譲渡事由	* なぜ、どういうことで譲り渡すか記入してください。
譲受事由	* どういうことで譲り受け、どうするか（営農意欲）を記入してください。

② 次に、申請書の3枚目以降を記入します。

なお、申請書の8枚目のⅡに該当する場合、記入が必要な部分が違いますのでご確認ください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (㎡)				採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地		
	自作地	—	—	—	—	
	貸付地	—	—	—	—	
		所在・地番		地目		面積 (㎡)
		登記簿	現況			
	非耕作地	—	—	—	—	—

所有地 以外 の土 地		農地面積 (㎡)				採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地		
	借入地	—	—	—	—	—
	貸付地	—	—	—	—	—
	所在・地番	地目		面積（㎡）	状況・理由	
		登記簿	現況			
非耕作地	—	—	—	—	—	

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物	—	ジャガイモ	—	()	—	—	—	
権利取得後の面積(㎡)		5,500	—	()	—	—	—	—

※ () 内には、取得しようとする土地に作付する作物・面積を記入します。

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター				
確保しているもの	所有					

リース					
導入予定のもの	所有	30ps 1台			
リース					
(資金繰りについて)	(自己資金)				

記載要領)

- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
 農作業歴 年、農業技術修学歴 年、その他 ()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在：3 (農作業経験の状況：農地所有適格法人業〇〇で3年間農作業に従事)
	増員予定：なし (農作業経験の状況：)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在：なし (農作業経験の状況：)
	増員予定：なし (農作業経験の状況：)

- ④ 配置の状況（所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載（市町村別の状況を記載）してください（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください）。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載してください。）

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等

- ⑤ ①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間
 住所地から徒歩で約 10 分

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1に記載し、添付してください。）

(5) その他の考慮すべき事項

（記載要領）

「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

＜農地法第3条第2項第2号関係＞（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

2 その法人の構成員等の状況（別紙に記載し、添付してください。）

＜農地法第3条第2項第3号関係＞

3 信託契約の内容

--

＜農地法第3条第2項第4号関係＞（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考

（記載要領）

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

＜農地法第3条第2項第5号関係＞

- 5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。
- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
 - ☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
 - ☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
 - ☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

申請地の周囲に農地はないため、周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。

また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います。

- ① 既に集落営農や経営体へ農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得ではない。
- ② 地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、この水利調整に参加しない営農が行われることにより、他の農業者の農業水利が阻害されるような権利取得ではない。
- ③ 無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取り組みが行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になるような権利取得ではない。
- ④ 集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれのある権利取得ではない。
- ⑤ 地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃で賃貸借契約が締結され、周辺の地域における農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらすおそれのある権利取得ではない。

Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Ⅰの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

＜農地法第3条第3項第2号関係＞

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

〇〇集落の農家で行う地域の営農に関する会議には必ず出席します。

また、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めます。

この他、地域農家で取り組む共同作業などがあれば参加します。

＜農地法第3条第3項第3号関係＞（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

8 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名 × × × ×

(2) 役職名 代表取締役

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 6 か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 0 か月（直近の実績）

年 6 か月（見込み）

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1）

1 農地法その他の農業に関する法令

（1）農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有・ 無
②第4条（農地の転用の制限）	有・ 無
③第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有・ 無
④第42条（措置命令）	有・ 無

（2）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）	有・ 無
②第15条の3（監督処分）	有・ 無

（3）種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有・ 無

（4）農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有・ 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有・ 無			

 以上で申請書の記入は終わりです。

- ⑤ 申請書には、農業委員会又は都道府県知事が許可等の判断を行うために必要な書類を添付することになっています。

農地所有適格法人以外の法人が申請する場合、

- ・ 許可を受けようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書（全部事項証明書に限ります。）
- ・ 定款又は寄附行為の写し
- ・ 契約に解除条件をつけて賃貸借、使用貸借をしようとする場合、農地の所有者と農地を借りる法人との間の貸借契約書の写し
- ・ 連署しないで許可申請を行う場合、裁判所で交付される判決書の写しなど、単独申請ができるものであることを証明する書面
- ・ その他、許可の判断をするに当たって必要不可欠と農業委員会又は都道府県知事が判断した書類を求めることがあります。

事前に、まずは農業委員会にご相談ください。

（参考） **その他の添付書類の例**

営農計画書

損益計算書の写し

総会議事録の写し

申請者が権利を有する農地の位置図

通作経路図

農地のある市町村の農業委員会が発行する耕作証明書

地域との役割分担についての確約書

法人の代表者が発行する業務を執行する役員の権限を証明する書面

など